

西之表市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度財政援助団体等（補助金）監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月19日

西之表市監査委員 日高 研一
西之表市監査委員 田添 辰郎

令和7年度財政援助団体等（補助金）監査結果報告書

1 監査の基準

この監査は、西之表市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等（補助金）監査

3 監査の対象

令和6年度に交付した補助金

| 課等名 | 件数 | 課等名 | 件数 |
|--------|----|----------|-----|
| 総務課 | 13 | 農業委員会事務局 | 1 |
| 企画課 | 8 | 経済観光課 | 20 |
| 地域支援課 | 10 | 建設課 | 1 |
| 市民生活課 | 5 | 教育総務課 | 7 |
| 健康保険課 | 8 | 学校教育課 | 10 |
| 福祉事務所 | 12 | 社会教育課 | 16 |
| 高齢者支援課 | 8 | | |
| 農林水産課 | 58 | 合計 | 177 |

4 監査の着眼点

監査に当たっては、当該財政的援助等（補助金）に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかという観点から実施した。

5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、関係書類等との照合、確認等を行うとともに、抽出した補助金に関しては、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

なお、次に掲げる事項については、重点項目とした。

- （1）補助金の交付目的や補助の基準は明確に定められているか。
- （2）補助金の必要性や有効性について検証し、適切な見直しが行われているか。
- （3）概算払の理由は適切か。

6 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所

監査委員室

（2）日程

- | | |
|-------------|----------------------|
| ア 書類等監査 | 令和8年1月21日から同年3月19日まで |
| イ ヒアリング（抽出） | 令和8年1月29日 |

7 監査の結果

今回、監査を実施した補助金交付事務については、西之表市補助金等交付規則に基づき、おおむね適正に執行されていると認めたが、一部に注意・改善を要する事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望として記載した。

については、これらを真摯に受け止め、引き続き、補助金交付事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、補助金の必要性や有効性について絶えず検証の上、必要な場合は見直しに取り組まれることを望むものである。

【意見・要望】

- (1) 補助金の交付に当たっては、その手続等を定めた「西之表市補助金等交付規則」を根拠に事務の執行をされているところ、補助金の種類や内容に応じて、交付対象や算定基準等を明確にすることや申請書の内容を詳細にすること等から個別に要綱等を定めているものがある。交付対象や補助金額、算出方法等を明確にする意味でも要綱等を個別に定めていることは評価するものであるが、当該要綱等の第1条の目的や趣旨規定において、「西之表市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする」と規定しているにもかかわらず、西之表市補助金等交付規則で規定している申請書の様式と異なる申請書の様式を定め使用しているものが見受けられる。

西之表市補助金等交付規則第1条（目的）及び第3条（他の法令との関係）の規定の趣旨を踏まえると、本市の補助金に関する取扱いについては、法令（条例及び規則を含む。）に特別の定めのあるものを除き、西之表市補助金等交付規則が優先されると解され、当該規則で定められている様式を個別要綱で変更することは法制上疑義が生じかねないことから、西之表市補助金等交付規則又は個別に定めている要綱等を一部改正するなど、その運用について検討されたい。

- (2) 補助金の交付は、基本的には確定払いが原則とされているところ、西之表市補助金等交付規則第14条第3項の規定により、概算払いすることが適当であり、財政上支障がないと認めるときには、概算払いを行うことができるとなっている。

概算払いは、支出の特例であることに鑑みると、概算払いの可否についての審査が必要と考えられるが、概算払申請書や概算払決定に係る起案文書においては、単に、「事業を開始するため」、「申請書の内容は適当」のように簡単な内容を記載したものが見受けられた。

補助金については、長期間にわたり毎年度継続して交付されているものも多く、慣例的な事務処理となり、審査や補助金交付の目的が形骸化するおそれも考えられることから、概算払申請書には概算払いがなければ補助事業の実施に支障を及ぼす明確な理由を、概算払決定に係る起案文書には概算払が適当と判断した根拠をしっかりと記載の上、交付の可否を判断されるようにするとともに、併せて、補助金交付の目的の妥当性や効果といったものも確認をされるよう、改めて補助金に係る事務の確認・点検を行っていただきたい。

- (3) 団体に対して交付している補助金において、当該団体の繰越金の額が補助金額を大きく上回っているものが見受けられた。団体への補助金の必要性については理解するところであるが、毎年度交付している補助金であるからといって漫然と交付するのではなく、団体の活動状況や繰越金の額が年々増加していないか等当該団体の運営状況

等を経年比較するなどし、補助金額の妥当性や補助金の在り方について改めて検証することも必要ではないかと考える。

- (4) 補助団体の実績報告において、事業実績の一覧や決算書のみが添付され、当該補助金の使途の確認ができる書類（預金通帳や領収書の写し、出納簿の写し、活動写真等）が添付されていないものが見受けられた。補助金の交付決定や確定に当たっては、より慎重な審査を徹底することが求められることから、実績報告においては、当該補助金の使途の確認ができる書類の提出を求めたり、現地・現物の確認を行ったりするなど、内容確認の徹底を再認識していただきたい。
- (5) 申請者は同一人であるにもかかわらず、申請書に記載されている住所と実績報告書に記載されている住所が違っていたり、代表者変更届が提出されているにもかかわらず、申請者名が変更されていなかったりする事例が見受けられた。課内で回覧・決裁する際にも漫然と押印するのではなく、意識的にチェックをするよう注意されたい。
- (6) 補助金の申請書への申請者の押印や交付決定通知書への公印の押印については、西之表市押印の廃止に関する規則や同規則第3条に基づく告示により、押印の義務付けが廃止されているところである。また、市ホームページにおいては、「市では、市民負担の軽減や行政手続の簡略化のため、令和5年4月から一部の申請書や届出書などへの認印の押印が不要となります。不要となるのは、市が独自に定めている様式です。押印廃止様式 652 様式、公印廃止様式 114 様式」と周知がなされ、廃止様式一覧が掲載されている。しかしながら、当該一覧で廃止とされている様式にもかかわらず、申請者の押印がなされていたり、公印の押印がなされていたりと運用が統一されていない。申請者が押印の上、提出してくる行為自体を否定するものではないが、押印廃止の取組を進めた経緯を踏まえ、申請者等に押印が不要である旨の周知を改めて行ったり、押印廃止の運用を進めていく中で押印が必要と判断されたものについては、西之表市押印の廃止に関する規則第3条の規定に基づく告示の一部改正を行ったりするなど、押印廃止が形骸化しないよう確認をされたい。
- (7) 補助金の目的や効果・実績等について、市民や補助対象者への分かりやすい情報発信に引き続き努めていただきたい。